

14文科ス第116号
国河環第23号
環政経第162号
平成14年5月30日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局長

国土交通省河川局長

環境省総合環境政策局長

「子どもの水辺」再発見プロジェクトの更なる推進について（通知）

文部科学省、国土交通省及び環境省では、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため、平成11年5月28日付け文生青第344号、平成11年5月14日付け建設省河環発第24号、平成11年6月2日付け環企企第266号により、平成11年度から標記プロジェクトを実施しているところです。

この度、上記3省からなる「子どもの水辺推進会議」を開催し、本プロジェクトの更なる推進を図るため、下記のような取組を行うこととし、別紙のとおり本プロジェクトの内容を改定しました。

つきましては、貴都道府県の教育委員会、河川部局及び環境部局が連携し、各地域における本プロジェクトのより一層の支援に努めるようお願いいたします。また、本プロジェクトは、各地域における主体的な取組をもとに推進されるものであることから、今回の新たな取組も活用されるよう、貴都道府県管内の市町村関係部局や本プロジェクトの内容に関心のある市民団体等へ積極的に周知されるようお願いいたします。

記

1. 市民団体等が中心となった取組の推進

本プロジェクトはこれまで、都道府県の行政機関等からなる「子どもの水辺連絡会（事務局：都道府県教育委員会）」が地域を選定した後、選定された地域に設置される地域レベルの「子どもの水辺協議会」において水辺を選定・登録し、そこでの活動の推進を図っていたが、昨今の地域住民の市民活動への参加意欲の高まり等を受けて、河川における環境保全活動、子どもたちの学習活動等、様々な分野において市民団体等の主体的な活動が活発になってきていることを踏まえ、市民団体等が中心（事務局）となって協議会を設置し、「子どもの水辺」を選定・登録することも可能とする。

2. 「子どもの水辺サポートセンター」の新設

川で子どもたちが活動するにあたっての相談窓口や情報発信・交換の場となる「子どもの水辺サポートセンター」を財団法人河川環境管理財団内に新たに常設し、各地域の活動を積極的に支援する。

3. 「子どもの水辺」の登録方法の変更

「子どもの水辺サポートセンター」の設立にあわせ、「子どもの水辺」の登録は、従来の地方整備局等への登録から「子どもの水辺サポートセンター」への簡易な様式を用いた登録に簡略化する。

「子どもの水辺」再発見プロジェクトについて

第一 趣旨

子どもたちの体験活動の場を拡大し、また「川に学ぶ」体験を推奨する観点から、教育委員会、河川部局、環境部局及び市民団体等が連携して「子どもの水辺」の選定・登録及び必要に応じ整備を行うことにより、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図る。

第二 取組の体制

- (1) 市区町村教育委員会等の教育関係者、河川管理者等で構成される「子どもの水辺協議会」(以下、「協議会」という。)を設置し、「子どもの水辺」としてふさわしい水辺を選定する。
- (2) 本プロジェクトを円滑に進めるため、都道府県単位に、都道府県教育委員会、河川管理者、都道府県環境部局(自然保護部局を含む、以下同じ)で構成される「子どもの水辺連絡会」(以下、「連絡会」という。)を設置する。
- (3) 本プロジェクトの積極的な推進を図るため、文部科学省、国土交通省及び環境省で構成される「子どもの水辺推進会議」(以下、「推進会議」という。)を設置する。
- (4) 本プロジェクトを実施する各地域の活動を支援するため、(財)河川環境管理財団内に「子どもの水辺サポートセンター」(以下、「サポートセンター」という。)を設置し、協議会で選定された「子どもの水辺」の登録を受け付けるとともに、「子どもの水辺」を活用した活動に対して様々な支援を行う。

第三 子どもの水辺協議会(地域レベル)

(1) 協議会

協議会は、行政関係者として市区町村教育委員会等の教育関係者、河川管理者を構成員とするとともに、下記のような団体の代表者等を構成員とすることができる。事務局は、構成員である行政関係部局、団体等のうちの 하나가担当する。

- ・教育関係…PTA、子ども会等の青少年団体、学校教育関係者等
- ・河川関係…川をフィールドとする市民団体、市区町村の河川関係部局等
- ・環境関係…水辺をフィールドとする代表的なこどもエコクラブ等

(2) 役割

① 子どもたちの体験活動の場にふさわしい「子どもの水辺」を選定し、協議会事務局を窓口として、別紙様式(登録用紙、位置図、写真)によりサポートセンターに登録する。

また、協議会の構成団体、事務局等について変更があった場合についても、速やかにサポートセンターに登録することとする。

- ② 「子どもの水辺」の選定にあたっては、可能な限り現状の水辺を利用したものとするよう配慮するが、必要に応じ整備を行うことにより「子どもの水辺」になり得る水辺も含むものとする。
- ③ 学校教育、社会教育等の関係機関、団体と連携し、地域で「子どもの水辺」が利用されるよう、子どもたちの体験活動の増加に繋がる活動の支援・実施を行う。

【水辺を選定する際の観点（例）】

- ① 子どもたちの遊び、体験活動の場としての利用に適した水辺であるか。
- ② 安全教育の実施や川の構造上等から、子どもたちが安全に遊べる体制になっているか。
- ③ 子どもたちの水辺での活動をサポートする団体等が存在し、利用促進の体制が整えられるか。

【子どもの水辺での体験活動（例）】

- ① 水辺の遊びや水辺での自然とのふれあい活動
昆虫採集、笹舟作り、魚捕り、川辺の散策、河川敷での炊事 等
- ② 河川での自然観察活動
水生生物、野鳥、植物の観察 等
- ③ 河川の愛護活動
ごみ拾い、草刈り 等
- ④ 写生会等の美術・創作活動
河川での写生会や俳句・詩歌づくり、ストーンペインティング等の創作 等

第四 子どもの水辺連絡会（都道府県レベル）

- (1) 連絡会は、都道府県教育委員会、河川管理者、都道府県環境部局によって構成し、事務局はこれらの一つが担当する。連絡会には、上記行政関係者の他、必要に応じ自然保護事務所、都道府県単位の PTA、子ども会等の青少年団体をはじめ関係団体等の関係者の参加を求めることができる。
- (2) 連絡会は、構成員協議の上、協議会の設置を促す地域を選定することができる。なお、協議にあたっては、それぞれの部局で協議会を設置するにふさわしい地域などについての情報を持ち寄るものとする。
- (3) 都道府県教育委員会は、市区町村教育委員会、PTA、青少年団体、学校教育関係者等に対し、河川管理者は、川を活動の場とする市民団体、市区町村の河川関係部局等に対し、都道府県環境部局は、市区町村の環境部局やこどもエコクラブ等に対し、それぞれ協議会の設置の推進や協議会への参加等について協力要請を行う。

第五 子どもの水辺推進会議（国レベル）

文部科学省、国土交通省及び環境省からなる推進会議を設置し、「子どもの水辺」への活動支援を行う施策等の情報交換を行い、本プロジェクトの推進に努める。

第六 子どもの水辺サポートセンター

サポートセンターは、「子どもの水辺」を活用した活動に対して、以下の支援を行う。
また、協議会の設置状況等について推進会議に随時報告するものとする。

- ① 全国各地域の情報収集、会報誌、ホームページ等による情報発信
- ② 「子どもの水辺」における自然体験活動や環境学習を実施する際に必要となる資機材の提供、活動を支援できる市民団体等のコーディネートなど

第七 広報活動等

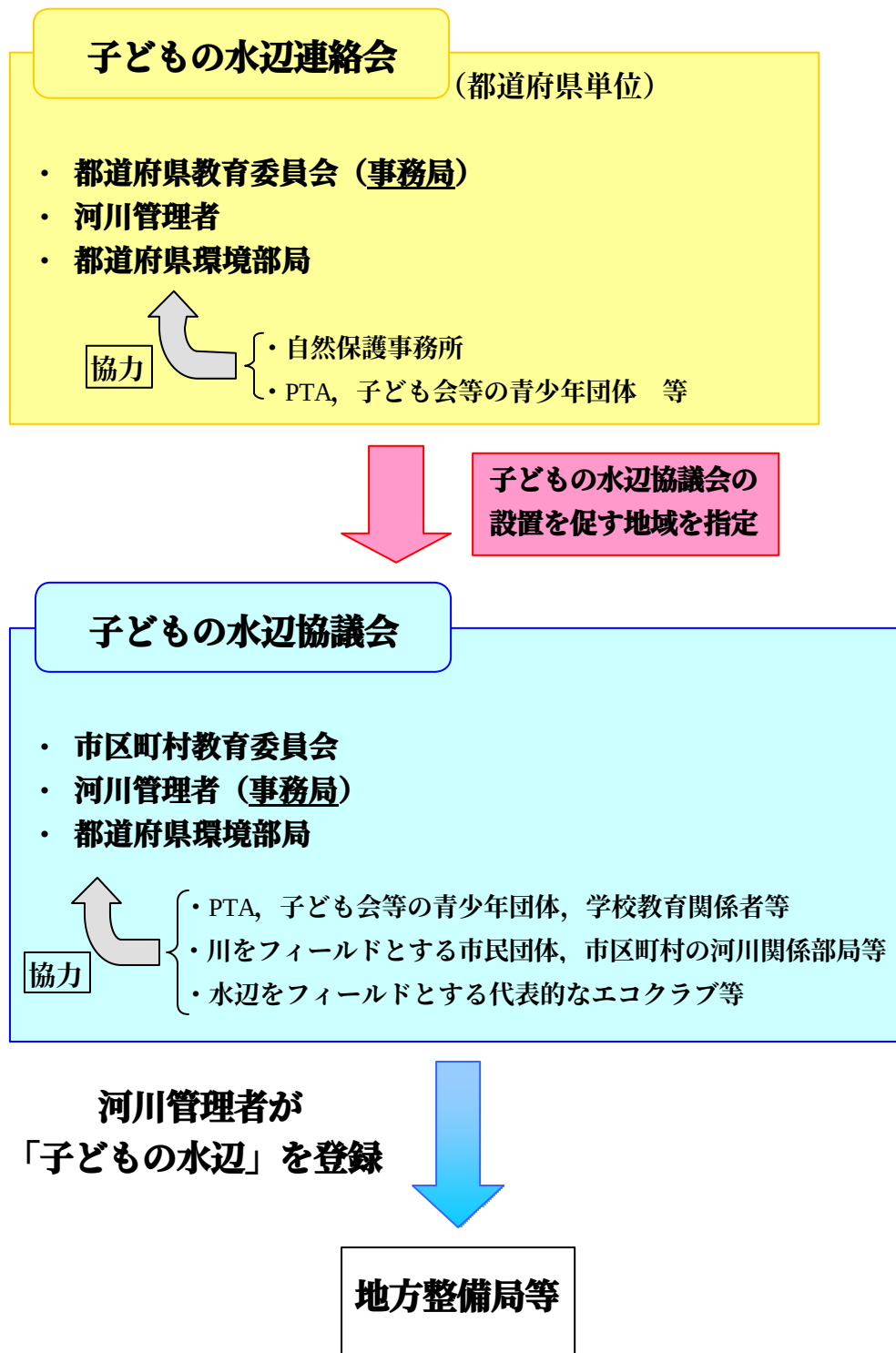
教育委員会、河川管理者、環境部局は、登録された水辺について、その利用を促進するため、広報活動に努めるほか、子どもたちが安全に活動できるよう配慮することとする。

第八 河川の整備等

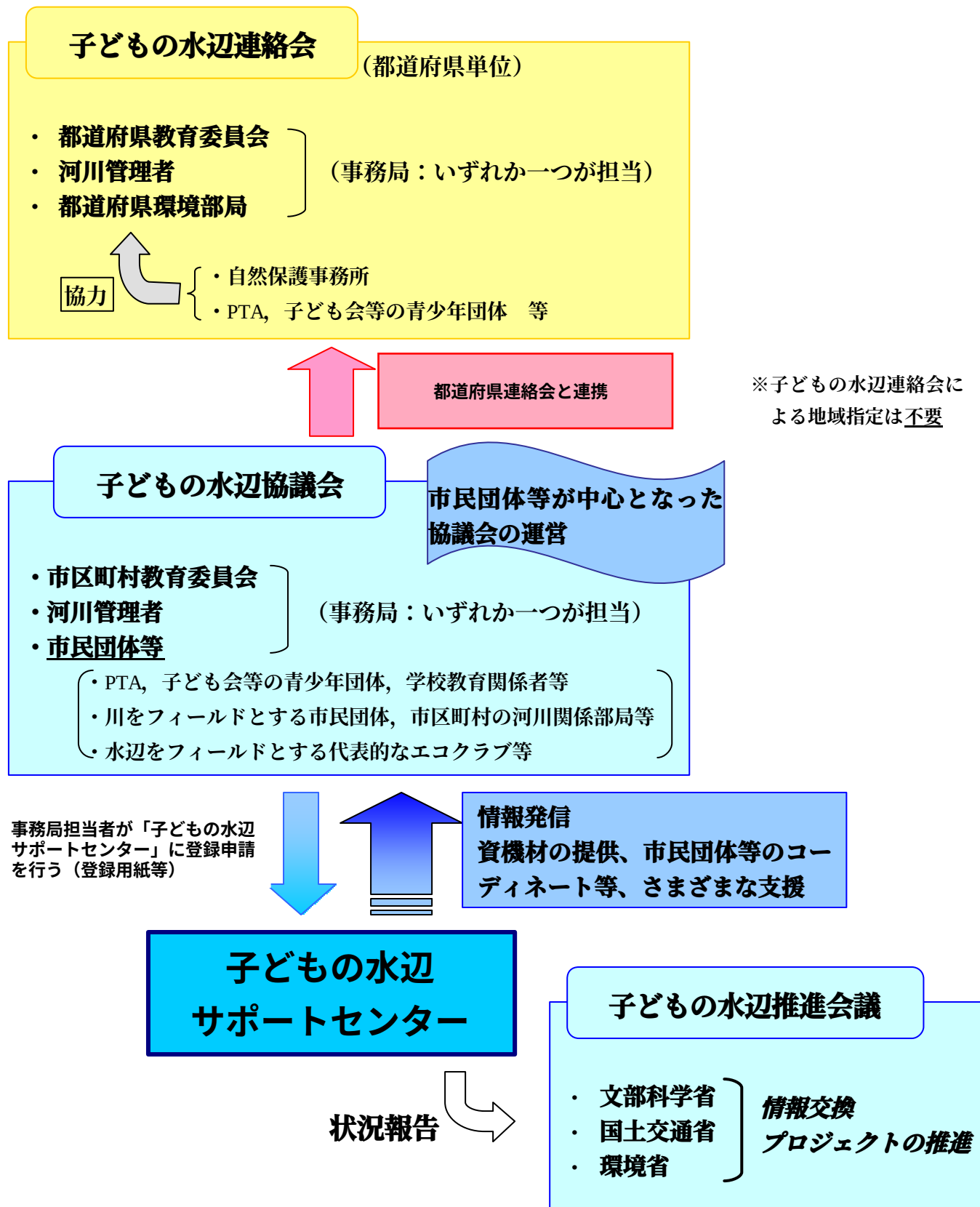
「子どもの水辺」再発見プロジェクトは、現状の河川を利用して子どもたちの遊びの場、自然体験の場として活用するものであるが、体験活動の場にふさわしい「子どもの水辺」にするため、河川整備が必要な場合には、「水辺の楽校プロジェクト」として河川管理者が支援し、その実現に努めるものとする。

「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進体制

【これまでの体制】



【新体制(子どもの水辺協議会が主体となった登録)】



国 河 環 第 2 2 号
平成14年5月30日

各 都 道 府 県 知 事 殿

国 土 交 通 省 河 川 局 長

『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』及び『水辺の楽校プロジェクト』を活用した河川における環境学習や自然体験活動の推進について（通知）

『水辺の楽校プロジェクト』については平成8年度より、『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』については平成11年度よりそれぞれ実施しており、各地において河川を活用した環境学習や自然体験活動の推進に大きな役割を果たしてきたところです。

平成14年度より、完全学校週5日制の実施とともに、小中学校における「総合的な学習の時間」が本格的に開始されたことを受け、学校・家庭・地域社会が相互に連携して、子どもたちが自然体験活動等のさまざまな活動に参加できる場を提供することが今後より一層求められますが、その一方で、川を活用した自然体験活動等への取組については、各地の市民団体が主体となった活動が活発になってきていることから、これらの活動と連携を図りつつ、両プロジェクトを推進することが重要となっています。

これらを踏まえ、『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』について、市民団体等が主体となった活動を可能にすること等により、プロジェクトのより一層の推進を図るとともに、『水辺の楽校プロジェクト』については、別添のとおり「水辺の楽校プロジェクトについて」を定め、両プロジェクト一体となった取組を推進することとしました。

つきましては、貴管内市町村に対して両プロジェクトの趣旨等について周知するとともに、市民団体等の自然体験活動等の取組について支援に努めることにより、両プロジェクトを積極的に推進されるようお願いします。

水辺の楽校プロジェクトについて

第一 趣旨

「子どもの水辺」再発見プロジェクトの趣旨に鑑み、「子どもの水辺」における子どもたちの河川利用の促進、体験活動の充実を図るにあたって水辺の整備が必要となる場合について、「水辺の楽校プロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）により、当該箇所を「水辺の楽校」として整備の推進を図るものとする。

第二 登録申請

プロジェクトの登録申請にあたっては、市区町村教育委員会や河川管理者、市民団体等で構成される「子どもの水辺協議会」（以下、「協議会」という。）において「水辺の楽校構想」を作成の上、各市区町村長から当該市区町村の存する都道府県知事を通じ、国土交通省河川局長に対して様式－１による申請書に「水辺の楽校構想」を添付して提出することとする。また、都道府県知事は、申請書を經由する際において意見を付するものとする。

河川局長は、登録申請があったものの中から、申請内容等を勘案して「水辺の楽校」として登録できることとし、登録された箇所については、河川管理者が「水辺の楽校構想」の実現に努めるものとする。

第三 水辺の楽校構想

「水辺の楽校構想」は、以下の項目等に関し、様式－２、参考図－１、参考図－２に従い作成することとする。なお、整備内容は、当該区域の自然環境の保全に充分配慮したものでなければならない。

- (1) 協議会の名称，構成員
- (2) 水辺で行う子どもたちの遊びや自然体験活動に関するプラン（以下、「プラン」という。）
- (3) プラン実施のために必要となる水辺の整備内容
- (4) 「水辺の楽校」として整備する河川及び区間の概要，区間が示されている図面

第四 整備及び運営等

「水辺の楽校」の整備にあたっては、プランに従い、整備された水辺が最大限に活用されるよう、協議会において具体的な整備内容及び運営方法について十分な検討を行うこととする。また、協議会は、整備された水辺について良好な空間が保全されるよう適切な維持管理に努めなければならない。

様式－１（申請関係）

（ 番 号 ） 平成 年 月 日
国土交通省河川局長 殿
市区町村長
水辺の楽校プロジェクトの登録について（申請）
「水辺の楽校プロジェクトについて」第二の規定に従い、「子どもの水辺」名称）を水 辺の楽校プロジェクトとして登録されたく申請します。

様式－２（水辺の楽校構想関係）

「（「子どもの水辺」名称）」水辺の楽校構想	
1 市区町村の概要	
・ 都道府県・市区町村名	
・ 人口	
・ 面積	
・ 市区町村の特色	
・ 市区町村内の小学校・児童数等	
2 河川の概要	
・ 水系・河川名	川水系（ 級） 川
・ 流域面積	
・ 水辺の楽校の実施予定区間	（ ） ～ （ ）
・ 流域の特色・実施中の河川事業等	
3 水辺の概要及び実施方策	
・ 「子どもの水辺」の名称	
・ 「子どもの水辺協議会」の構成員及び事務局	
・ 現在「子どもの水辺」で行われている取組の概要	
・ 水辺で行う子どもたちの遊びや自然体験活動に関するプラン	
・ 水辺の楽校として整備する区間の概要	
・ プラン実施のために必要となる水辺の整備内容	

参考図－１（位置図）

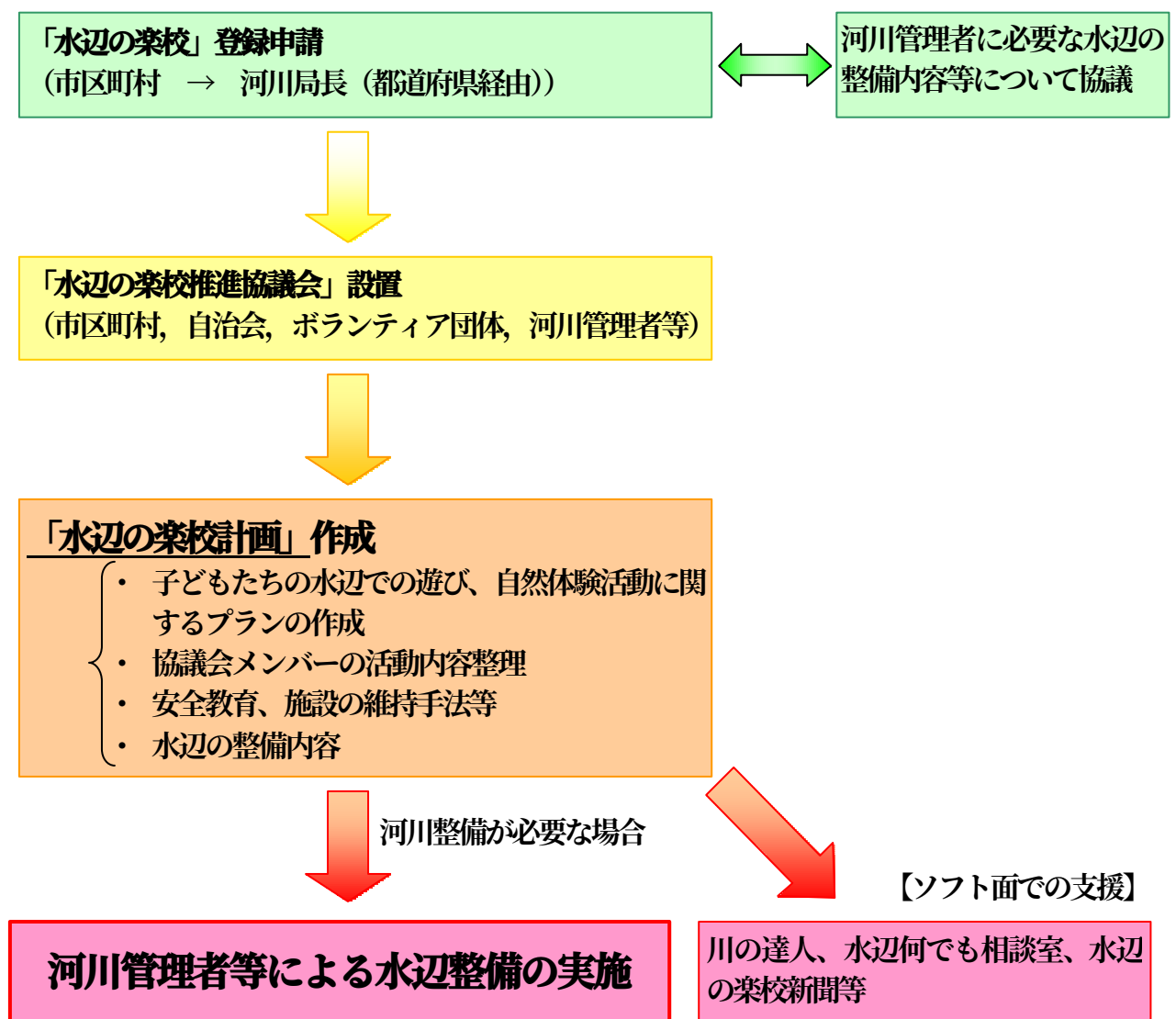
(1) 市区町村全体が示される図面
(2) 記入事項
・ 対象河川の名称
・ プロジェクト実施区間及び延長
・ 小学校等の子どもたちの活動の場となる施設の位置

参考図－２（平面図）

(1) 1/500～1/5,000の縮尺で整備を必要とする箇所を含む範囲が示される図面
(2) 記入事項
・ 整備箇所の延長
・ 整備の概要

「水辺の楽校プロジェクト」の推進体制

【これまでの体制】



【新体制】

子どもの水辺協議会の設立

- ・市区町村教育委員会
- ・河川管理者
- ・市民団体等
 - （・PTA、子ども会等の青少年団体、学校教育関係者等
 - ・川をフィールドとする市民団体、市区町村の河川関係部局等
 - ・水辺をフィールドとする代表的なエコクラブ等



「子どもの水辺」に登録
→ 子どもの水辺サポートセンター



【ソフト面での支援】

資機材の提供や市民団体等のコーディネート等、「子どもの水辺サポートセンター」を窓口としたさまざまな支援



河川整備が必要な場合

(子どもの水辺協議会が)「水辺の楽校構想」作成

- ・ 子どもたちの水辺での遊びや自然体験活動に関するプラン
- ・ プランの実施のために必要となる整備内容及び箇所



「水辺の楽校」登録申請
(市区町村 → 河川局長 (都道府県経由))



水辺整備の実施・運営

国 河 環 第 2 4 号

平成14年5月30日

各都道府県土木主管部長 殿

国土交通省河川局河川環境課長

『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』及び『水辺の楽校プロジェクト』の一体的推進について

「水辺の楽校プロジェクト」については、『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』及び『水辺の楽校プロジェクト』を活用した河川における環境学習や自然体験活動の推進について（平成14年5月30日付け国河環第22号）にて通知したとおり、各地域の「子どもの水辺協議会」においてすでに選定した「子どもの水辺」のうち、河川整備を必要とする水辺について、「水辺の楽校」として各市区町村長から国土交通省河川局長宛に登録申請を行うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、貴都道府県管内市区町村に対し、本通知の趣旨とともに、市区町村の関係部局が「子どもの水辺協議会」に積極的に参加し、市民団体や河川管理者等と緊密に連携を図って両プロジェクトを推進されるよう、周知をお願いします。

また、既に「水辺の楽校」として登録されている水辺についても、今般の改定を踏まえて一層の推進を図るため、既に「水辺の楽校推進協議会」が設置されている場合には、当該協議会を「子どもの水辺協議会」とみなして「子どもの水辺」の登録を行うとともに、「水辺の楽校推進協議会」が設置されていない場合には、今後積極的に「子どもの水辺協議会」を設置して「子どもの水辺」の登録を行われるようお願いします。

「子どもの水辺」における活動事例①

■ 近木川「子どもの水辺」

◆ 「子どもの水辺」の場所・協議会等

河 川 名：近木川（近木川水系）

場 所：大阪府貝塚市

協浜地区(下流)・橋本地区(中流)・木積地区(上流)

協議会構成：「近木っ子会議（近木川を活用した環境教育を目的に、地元小中高校、市立自然遊学館等により構成）」を核に、市の教育委員会、環境部局等により構成

登 録 時 期：平成12年3月

◆ 活動内容

近木川に近づくことを目的として結成された「近木っ子探検隊」により、ヨシ原でのヨシ笛やスダレづくり、カニ釣り大会が行われているほか、生き物観察会や河川清掃を実施。



子ども・大人が一緒になって河川
清掃活動を行っている様子



「子どもの水辺」における活動事例②

■ 大入川「子どもの水辺」

◆ 「子どもの水辺」の場所・協議会等

河 川 名：大入川（天竜川水系）

場 所：愛知県北設楽郡津具村 下川原地区

協議会構成：村商工会、婦人会、小中学校、PTA、保育園母の会、大入川
漁業組合、村の教育委員会、環境部局等により構成

登 録 時 期：平成14年3月

◆ 活動内容

・ ごみゼロ運動（小学生・PTA 全員、村民参加）

小学生を中心に、PTA、村民が一体となって河川清掃、ごみ拾い、草刈りを実施。

・ 水生生物調査（中学生・中学校職員全員、PTA、保健所職員参加）

中学校の生徒が主体となり、PTA、新城保健所職員等により、水中にどのような生物が生息しているか調査。

・ アユの引っかけ体験（小中学生参加）

フィッシングクラブの指導により、小中学生を対象としたアユの引っかけ竿づくり、アユの引っかけ体験を実施。

津具村・田原町の水辺の交流
（ニジマス・岩魚つかみ）



アユの引っかけ体験の様子

(参考資料)

■「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進に活用が可能な各種施策について

種別	名称	概要	問合せ先
国の事業としての支援	省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	「子どもの水辺」に登録された（もしくは登録予定の）河川を活用し、地域の身近な環境をテーマに子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習によるモデル事業を推進（地方自治体や民間団体に委託）。	文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 （連絡先）03-5253-4111(内線 2966) http://www.mext.go.jp
活動に対する助成	子どもゆめ基金	子どもの自然体験活動など、さまざまな体験活動等を実施する民間団体に対し助成を行う。	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター http://www.nyc.go.jp
	河川整備基金	「よりよい川づくり」「よりよい河川環境づくり」のための河川をテーマとする市民の交流活動や啓発活動、学校での総合的な学習の時間における川を活用した活動等に対し助成を行う。	（財）河川環境管理財団 （連絡先）03-5847-8303 http://www.kasen.or.jp
	地球環境基金	緑化等の実践、広く国民に対する普及啓発等、環境保全活動を行うNPOに対して助成を行う。	環境事業団 http://www.jec.go.jp
河川整備	水辺の楽校プロジェクト	「子どもの水辺」に登録された箇所において河川整備が必要な場合に、自然の状態を極力残しながら瀬や淵、せせらぎ、ワンド等の自然環境を保全・復元するとともに、子どもたちが安全に自然に出会えるよう河岸等へのアクセスの改善（堤防の緩傾斜化、水辺に近づくる河岸整備）、遊歩道の整備等を行う。	各地の河川管理者 国土交通省河川局河川環境課 （連絡先）03-5253-8447 http://www.mlit.go.jp/river/kankyoga/kkou/

種別	名称	概要	問合せ先
活動支援	全国水生生物調査	誰でも簡単に参加でき、身近な自然に接することのできる環境学習の機会として、全国水生生物調査を実施するにあたって、河川に生息する水生生物を指標とした簡易水質調査法を分かりやすく解説したパンフレットを配布するとともに、必要に応じて調査道具を貸出。	各地域の河川管理者 国土交通省河川局河川環境課 (連絡先) 03-5253-8447 環境省水環境部企画課 (連絡先) 03-5521-8306
	こどもエコクラブ事業	こどもエコクラブを通じて、登録された「子どもの水辺」を紹介するとともに、水辺を活用した環境学習プログラム等の情報提供を実施。また、全国の登録された水辺の中から毎年数ヶ所を選定し、地域の特性を活かした環境学習プログラムを推進。	環境省総合環境政策局環境教育推進室 (連絡先) 03-5521-8231 http://www.env.go.jp/kids/ecoclub/
プロジェクト推進支援	子どもの水辺サポートセンター	「子どもの水辺」に登録した団体等の関係者に対して、会報誌やホームページ等による水辺の活用に関する各種の情報発信、水辺での自然体験活動や環境学習を実施する際に必要となる資機材（ライフジャケットなど）の提供、活動をコーディネートできる市民団体の紹介などの支援を行う。	(財)河川環境管理財団 (連絡先) 03-5847-8307 http://www.mizube-support-center.org
関係団体	川に学ぶ体験活動協議会 (RAC)	全国各地の川で活動するNPO法人や市民団体で構成（平成14年4月現在81団体加入）。川で活動することを通して、人と川とのかかわりや水環境の保全についての認識を広げることを目的として、普及啓発活動や指導者の派遣・育成活動等を推進。	NPO法人 川に学ぶ体験活動協議会 (連絡先) 03-5542-7577 http://www.rac.gr.jp
	自然体験活動推進協議会 (CONE)	「川に学ぶ体験活動協議会 (RAC)」等、自然体験・環境教育に取り組む民間団体や青少年団体により構成（平成14年3月現在154団体加入）。これまで各団体が独自に指導者を育成してきたのに対し、共通カリキュラムを導入して「自然体験活動リーダー」を育成。	NPO法人自然体験活動推進協議会事務局 (連絡先) 03-5465-0515 http://www.cone.ne.jp
ホームページ	「川で学ぼう」 「川であそぼう」	川を活用した自然体験活動や環境学習を支援するための様々な情報を提供。川あそびのヒント、指導プログラムの提供、国土交通省が所有するパンフレットや資料館などの「川の学習素材」の検索・入手が可能。	http://www.kawamanabi.jp http://www.kawaasobi.jp 国土交通省河川局河川環境課 (連絡先) 03-5253-8447